



長野県報

7月9日(月)
平成30年
(2018年)
第2989号

目次

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則(危機管理防災課) 1

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課) 3

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(保健・疾病対策課) 4

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(保健・疾病対策課) 4

家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付(園芸畜産課) 4

土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課) 4

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 5

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 5

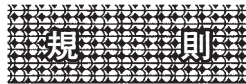
長野県知事選挙に係る公職選挙法に基づく選挙人名簿の登録の基準日(選挙管理委員会) 5

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(財産活用課) 5

土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 8

土地改良区役員の退任の届出(農地整備課) 8



災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年7月9日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第41号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「8,800円」を「8,700円」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

(救助事務費)

第18条 法第18条第1項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用(以下「救助事務費」という。)は、別表第3による。

別表第1の1のアの(イ)中「又は天幕を設営して」を「天幕を設営し、又はその他の適切な方法を実施することにより」に改め、同アの(ウ)中「(冬季(10月から3月までの期間をいう。))については、別に定める額を加えた額」を削り、同(ウ)ただし書を削り、同ア中(イ)を(ハ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(イ) 高齢者、障害者等であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合には、(ウ)の金額に、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。

(ハ) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

別表第1の1のイを次のように改める。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

(7) 建設型仮設住宅

- I 建設型仮設住宅の設置に当たっては、公有地の利用を原則とする。ただし、適当な公有地を得ることが困難なときは、民有地の利用をもつてこれに代えることができる。
- II 建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、561万円以内とする。
- III 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- IV 高齢者、障害者等であつて日常生活上特別な配慮を要するもの数人以上に供与する施設で、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有するものを建設型仮設住宅として設置できる。
- V 建設型仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成させるものとする。
- VI 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第4項の規定による期間（2年以内）とする。
- VII 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(4) 借上型仮設住宅

- I 借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(7)のIIに定める規模に準ずることとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- II 借上型仮設住宅については、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。
- III 借上型仮設住宅を供与できる期間は、借上げの日から建築基準法第85条第4項の規定による期間（2年以内）とする。

別表第1の2のアの(7)中「、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある」を「又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない」に改め、同アの(9)中「1,110円」を「1,140円」に改め、同アの(1)ただし書を削り、同表の3の表中「たい積」を「堆積」に、「f)により」を「f)による喪失若しくは損傷等により」に、「喪失し、又は損傷し」を「使用することができず」に改め、同3のウ中「の範囲内」を「以内」に改め、同ウの(7)中

18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100

を

18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200

に改め、同ウの(4)中

8,100	12,100	14,700	18,600
12,800	18,100	21,500	27,100

を

8,100	12,200	14,800	18,700
12,700	18,000	21,400	27,000

に改め、同表の

6のイ中「57万6,000円」を「58万4,000円」に改め、同表の7のウ中「範囲内の額」を「額以内」に改め、同表の8の表中「により学用品を喪失し、又は損傷し」を「による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず」に改め、同8のウ中「の範囲内」を「以内」に改め、同ウの(4)中「4,300円」を「4,400円」に、「4,600円」を「4,700円」に、「5,000円」を「5,100円」に改め、同表の9のウ中「21万400円」を「21万1,300円」に、「16万8,300円」を「16万8,900円」に改め、同表の12のイ中「1世帯当たり13万4,800円」を「市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が13万5,400円」に改め、同表の13のアの(7)及び同表の14のアの(7)中「避難」の次に「に係る支援」を加える。

別表第2の次に次の別表を加える。

(別表第3) (第18条関係)

- 1 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。
 - ア 時間外勤務手当
 - イ 賃金職員等雇上費
 - ウ 旅費
 - エ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

オ 使用料及び賃借料

カ 通信運搬費

キ 委託費

2 各年度において、1の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1のアからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

ア 3,000万円以下の部分の金額 100分の10

イ 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額 100分の9

ウ 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額 100分の8

エ 1億円を超え2億円以下の部分の金額 100分の7

オ 2億円を超え3億円以下の部分の金額 100分の6

カ 3億円を超え5億円以下の部分の金額 100分の5

キ 5億円を超える部分の金額 100分の4

3 2の「救助事務費以外の費用の額」とは、別表第1に規定する救助の実施のため支出した費用及び別表第2に規定する実費の弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則第18条、別表第1及び別表第3の規定は、平成30年4月1日から適用する。

危機管理防災課



長野県告示第437号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成30年7月9日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
いでがわ田多井薬局	松本市出川町6-30	平成30年7月1日
小田井薬局	佐久市小田井825番地3	平成30年7月1日
本町西薬局	茅野市本町西3-4	平成30年7月1日
よりそい薬局	長野市安茂里小市2-16-17	平成30年7月1日
社会福祉法人てまり 訪問看護ほつとステーション	松本市南松本1丁目7番8号	平成30年7月1日

保健・疾病対策課